

平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(10月20日)  
(第15号)

第15号  
10月20日



平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第15号

○平成27年10月20日（火曜日）

---

### 議事日程（第15号）

平成27年10月20日（火）午前10時開議

- 第1 議案第125号から議案第146号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第4号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第10号から意見書案第16号まで  
〔採決〕
- 第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 議案第147号  
〔提案説明、採決〕
- 第7 認定第5号から認定第17号まで  
〔提案説明、委員会付託〕
- 第8 議員派遣の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第125号から議案第146号まで
- 日程第2 認定第1号から認定第4号まで
- 日程第3 請願の件

- 日程第4 意見書案第10号から意見書案第16号まで  
 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件  
 日程第6 議案第147号  
 日程第7 認定第5号から認定第17号まで  
 日程第8 議員派遣の件

---

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎

21	番	大久保	孝	栄
22	番	東		豊
23	番	津村		衛
24	番	森野	真	治
25	番	杉本	熊	野
26	番	藤田	宜	三
27	番	後藤	健	一
28	番	稲垣	昭	義
29	番	北川	裕	之
30	番	村林		聡
31	番	小林	正	人
32	番	服部	富	男
33	番	津田	健	児
34	番	中嶋	年	規
35	番	奥野	英	介
36	番	今井	智	広
37	番	長田	隆	尚
38	番	館	直	人
39	番	日沖	正	信
40	番	前田	剛	志
41	番	舟橋	裕	幸
43	番	三谷	哲	央
44	番	中青	進	一
45	番	青木	謙	順
46	番	中森	博	文
47	番	前野	和	美
48	番	水谷		隆
49	番	山本		勝

50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42)	番	欠			番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥	井	隆	男
書記(事務局次長)	原	田	孝	夫
書記(議事課長)	米	田	昌	司
書記(企画法務課長)	佐	々	木	俊
書記(議事課課長補佐兼班長)	西	塔	裕	行
書記(議事課主幹)	吉	川	幸	伸
書記(議事課主査)	藤	堂	恵	生

---

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	石	垣	英	一
副知事	植	田		隆
危機管理統括監	渡	邊	信	一
防災対策部長	稲	垣		司
戦略企画部長	竹	内		望
総務部長	稲	垣	清	文
健康福祉部長	伊	藤		隆
環境生活部長	高	沖	芳	寿
地域連携部長	福	田	圭	司
農林水産部長	吉	仲	繁	樹
雇用経済部長	廣	田	恵	子
県土整備部長	水	谷	優	兆

健康福祉部医療対策局長	佐々木	孝治
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺	将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木	輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井	敬子
雇用経済部観光局長	田中	功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城	昭二
企業庁長	松本	利治
病院事業庁長	加藤	敦央
会計管理者兼出納局長	中川	弘巳
教育委員会委員長	前田	光久
教育長	山口	千代己
公安委員会委員	川端	郁子
警察本部長	森元	良幸
代表監査委員	福井	信行
監査委員事務局長	小林	源太郎
人事委員会委員	戸神	範雄
人事委員会事務局長	青木	正晴
選挙管理委員会委員	高木	久代
労働委員会事務局長	田畑	知治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第10号から意見書案第16号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第147号、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第74号から報告第76号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
142	訴えの提起（和解を含む。）について
143	損害賠償の額の決定及び和解について
144	和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年10月 7日

三重県議会議長 中村 進一 様

環境生活農林水産常任委員長 東 豊

---

### 健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 2 6	三重県薬物の濫用の防止に関する条例案
1 2 9	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
1 4 0	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年10月 6日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 石田 成生

---

### 防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 3 0	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
1 3 1	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
1 3 3	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター中央監視制御設備工事）
1 3 4	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター管理棟（建築）工事）
1 3 5	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター水処理機械設備工事）

136	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事）
137	工事請負契約の変更について（一般国道477号四日市湯の山道路道路改良（吉沢高架橋（仮称）上部工）工事）
138	工事請負契約の変更について（一般国道260号（木谷バイパス）道路改良（木谷トンネル（仮称））工事）
139	財産の取得について
141	訴えの提起（和解を含む。）について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年10月8日

三重県議会議長 中村 進一 様

防災県土整備企業常任委員長 中村 欣一郎

---

### 総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
127	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
128	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年10月6日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 藤根 正典

## 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1 2 5	平成27年度三重県一般会計補正予算（第2号）
1 3 2	三重県高校生修学支援臨時特例基金条例を廃止する条例案
1 4 5	平成26年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
1 4 6	平成26年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	平成26年度三重県水道事業決算
2	平成26年度三重県工業用水道事業決算
3	平成26年度三重県電気事業決算
4	平成26年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成27年10月16日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

# 請願審査結果報告書

## (新 規 分)

### 健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請7	子ども・子育て支援新制度並びに社会福祉法人制度について	津市桜橋2丁目131 三重県私立保育連盟 会長 藤谷 俊文 ほか1名	山内道明 本里香美 岡野恵美 倉本崇弘 稲森尚助 下野幸祐 田中治栄 大久保孝三 藤田宜昭 稲垣正義 小林正隆 小長田隆尚	採択
請8	介護福祉士等修学資金貸付制度の再開を求めることについて	津市一身田豊野195 三重県介護福祉士養成施設協議会 会長 栗原 廣海	山本里香美 岡野恵美 倉本崇弘 稲森尚助 下野幸祐 田中治栄 大久保孝三 藤田宜昭 稲垣正義 小林正隆 小長田隆裕 舟橋幸	採択

### 教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請10	国指定特別天然記念物オオサンショウウオの保全について	伊賀市別府690 特定非営利活動法人 伊賀・水と緑の会 代表理事 浜田不二子	山本里香美 岡野恵美 稲森稔	不採択
請11	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F	山本里香美 岡野恵美 稲森尚助 下野幸	採択

		三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	藤田 宜三 稲垣 昭義 長 田 隆尚	
請12	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚 下野幸助 藤田宜三 稲垣昭義 長 田 隆尚	採択
請13	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚 下野幸助 藤田宜三 稲垣昭義 長 田 隆尚	採択
請14	防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚 下野幸助 田中祐治 石田成生 大久保孝栄 藤田宜三 稲垣昭義 小林正隆 長 田 隆尚	採択

意見書案第10号

子ども・子育て支援新制度並びに社会福祉法人制度に関する意見書案

上記提出する。

平成27年10月6日

提出者

健康福祉病院常任委員長

石田成生

## 子ども・子育て支援新制度並びに社会福祉法人制度に関する意見書案

保育所における保育時間は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、1日につき原則8時間とされている。他方で、平成27年4月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、フルタイムの就労を想定した「保育標準時間」とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」という二つの区分が設定され、保育標準時間における保育必要量は11時間とされている。

この支援新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質の向上及び量の拡充を図るとされているところであり、保育標準時間での利用のため、保育所を事実上11時間以上開所し運営することが求められている。このような現状に鑑み、保育所に対する給付費については、その実態に見合った算定を行う必要がある。

また、平成27年4月に国会へ提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」における改革では、社会福祉法人に評議員会の設置を義務付けるとともに、地域における公益的な取組を実施する責務等を課している。しかし、全国で保育所を運営する社会福祉法人の多くが一法人一施設という小規模法人であり、これらにとっては負担となることが懸念される。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 保育の質を高めるため、抜本的な職員の処遇改善の実現を図るとともに、事実上11時間以上開所し運営することを求められている保育所の現状に鑑み、保育所に対する給付費について、職員の配置の実態に見合った算定を行うこと。
- 2 社会福祉法人制度の改革においては、保育所を運営する社会福祉法人の大

半を占める小規模法人の負担を十分に考慮すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

---

意見書案第11号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画  
の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

平成27年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

小 島 智 子

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画  
の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

平成23年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

すでに本県においては、小学校1年生及び2年生の30人学級等が実施されており、少人数学級を実施している学校では、「個々の学習状況を把握しやすい」、「実技教科での安全面への配慮が細やかになる」といった保護者や教職

員からの声が多く聞かれ、大きな成果をあげているところである。

山積する教育問題の解決を図り、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、それに伴う計画的な教職員の定数改善を行うとともに、教育予算を拡充し教育条件の整備を進めていく必要がある。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

---

意見書案第12号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡  
充を求める意見書案

上記提出する。

平成27年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

小 島 智 子

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡  
充を求める意見書案

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

平成26年1月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、また、政府は、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、同大綱において、教育の支援について、「『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。」という基本的な方針が示された。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもは年々増加している。また、高等学校段階においては、「高校生等奨学給付金」制度が創設されたものの、高校生等奨学給付金の対象とされる低所得世帯を除けば、高等学校等就学支援金で相殺される授業料以外の入学金や教材費、部活動のための経費等は、依然として保護者等が負担する必要がある。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

---

意見書案第13号

学校における防災対策の充実を求める意見書案  
上記提出する。

平成27年10月7日

提 出 者

教育警察常任委員長

小 島 智 子

学校における防災対策の充実を求める意見書案

地震活動の長期評価を行っている文部科学省所管の地震調査研究推進本部において、本年1月1日を算定基準日とする、今後30年程度の間における南海トラフ巨大地震の発生確率は、70%程度となっている。

現在、学校の耐震化や防災機器の整備等は着実に進められている一方、公立学校施設における屋内運動場等の天井等の落下防止対策や校内の備品等の転倒落下防止対策、ガラス飛散防止対策など、非構造部材の対策はより一層の推進が求められている。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の応急的な避難場所となるなど重要な役割を担うことから、南海トラフ巨大地震等の災害を想定した公立学校施設の更なる耐震化や高台移転、防災機能の強化等は、喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、学校における防災対策の充実に取り組みれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、  
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第14号

地方創生の取組の着実な推進を求める意見書案  
上記提出する。

平成27年10月8日

提 出 者

芳 野 正 英  
山 内 道 明  
岡 野 恵 美  
倉 本 崇 弘  
稲 森 稔 尚  
下 野 幸 助  
田 中 智 也  
杉 本 熊 野  
村 林 聡  
中 嶋 年 規  
三 谷 哲 央  
水 谷 隆  
西 場 信 行

地方創生の取組の着実な推進を求める意見書案

これまで、少子化対策や産業振興などの地域づくり政策が実施されてきたが、人口減少や地域の衰退に歯止めがかかっていない。このような現状に鑑み、「地方創生」という新しい理念が提唱され、国、地方が総力を挙げて人口減少対策に取り組むこととなった。

人口減少問題等が「待ったなし」の状況にある中で、これらの課題に対応するためには、地域の特性を十分に生かし、新しい視点に基づく政策を、やるべきことは全てやるという強い決意の下で実施することが求められる。

地方創生の取組を着実に実施するに当たっては、それぞれの地方がその創意工夫をもって自由かつ柔軟にその地方の実情に応じた取組を行うことができる環境を整備することが必要である。そのため、国においても、地方の取組に対する積極的な支援等を行うことが必要である。

よって、本県議会は、地方創生の取組の着実な推進を図るため、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

#### 記

- 1 地方自治体にとって自由度の高い財源を十分に保障するとともに、国から地方への財源の移譲をさらに進めること。
- 2 地方創生の取組を進めるうえで障害となる規制について、地方の意見を踏まえ、緩和等の見直しを行うこと。
- 3 地方創生の取組に資するため、国の行政機関や研究施設等を地方へ移転すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、  
内閣府特命担当大臣（規制改革）、地方創生担当大臣

---

意見書案第15号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案  
上記提出する。

平成27年10月8日

提 出 者

山 内 道 明

岡野恵美  
倉本崇弘  
稲森稔尚  
大久保孝栄  
藤田宜三  
稲垣昭義  
小林正人  
長田隆尚

## 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通対策など、地方自治体は、その果たす役割が拡大する中で、地方創生に関する地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題にも直面している。一方で、地方公務員をはじめ、公共サービスを担う人材が減少する中で、新たなニーズへの対応が困難な状況となっている。これらのことから、必要な人材の確保を進めるとともに、それを支える地方財政の確立を目指す必要がある。

去る6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）において、政府は、平成30年度までの地方一般財源総額の確保を示す一方で、高齢化による社会保障関係費の増加を毎年5,000億円程度とするなど、実質的に抑制する方針を打ち出している。

本来、地方財政計画は、地方で必要な公共サービスを提供するための財源を確保するために立てられるものであり、財政再建目標を達成するために、不可欠な公共サービスが削減されることになれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済を疲弊させることになる。

このため、平成28年度の政府予算及び地方財政計画の検討に当たっては、国民生活への影響を考慮しつつ、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスを確保するための社会保障関係費の充実及び安定的な地方財政の確立を目指すこと

が必要である。

よって、本県議会は、政府に以下の事項の実現を求める。

#### 記

- 1 社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、骨太方針に示された地方一般財源総額の確保を確実に進めること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズに対応し、及びこれに係る人材を確保するため、社会保障関係の財源を確保するとともに、地方財政への措置を的確に行うこと。特に、高齢化による社会保障関係費の増加を地方財政計画に適切に反映させること。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査の結果を踏まえ、人口が急減し、又は急増する地方自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税の算定の在り方を検討すること。
- 4 各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方自治体の財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 平成27年度の地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、来年度以降も現行水準を確保すること。また、歳出特別枠の財源措置については、臨時的な財源から恒久的な財源への転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るため、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模の地方自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
復興大臣、地方創生担当大臣

---

意見書案第16号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案  
上記提出する。

平成27年10月13日

提 出 者

教育警察常任委員長

小 島 智 子

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

これまで、平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかに

されてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

また、一般財源で措置されている教材購入費や図書購入費、情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域格差を拡大させる懸念がある。

その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、  
文部科学大臣

---

### 追 加 提 出 議 案 件 名

議案第147号 公害審査会委員の選任につき同意を得るについて

認定第5号 平成26年度三重県一般会計歳入歳出決算

認定第6号 平成26年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

- 認定第9号 平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第10号 平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第11号 平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第12号 平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第13号 平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第14号 平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
- 認定第15号 平成26年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第16号 平成26年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第17号 平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

---

## 委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第1、議案第125号から議案第146号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。東 豊環境生活農林水産常任委員長。

〔東 豊環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（東 豊） 御報告申し上げます。環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第142号訴えの提起（和解を含む。）について外2件につきましては、去る10月5日及び7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

RDF焼却・発電事業についてであります。

RDF焼却・発電事業は、小規模な市町村単独では困難であったダイオキシン対策等を理由に、広域的な環境行政の一環として、県が一般廃棄物処理に関与し、その推進に主導的役割を果たしたものです。貯蔵槽の爆発など痛ましい事故もありましたが、一般廃棄物のエネルギー化等により循環型社会の推進に一定の役割を果たした事業でもあります。

県当局におかれては、RDF焼却・発電事業の終了に当たって評価、検証を行い、次代の環境行政につなげるために事業の総括に取り組まれるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 石田成生健康福祉病院常任委員長。

〔石田成生健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第126号三重県薬物の濫用の防止に関する条例案外2件につきましては、去る10月6日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長。

〔中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（中村欣一郎） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第130号三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案外9件につきましては、去る10月6日及び8日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業の運営についてであります。

水道事業、工業用水道事業においては、ユーザーへの供給量が年々減少傾向にあります。近年は、節水型工場の増加等、水事業を取り巻く環境が変化してきていることも一因と考えられ、当該事業の先行きは厳しい状況と言えます。

県当局におかれましては、来年度の企業庁次期長期経営ビジョン策定に当たり、今後の水事業の経営方法について、より深い議論を行うよう要望します。

次に、RDF焼却・発電事業についてであります。

今回、県当局からこれまでの総括を御報告いただいたところですが、この報告内容について不十分な部分が見受けられました。

県当局におかれましては、事業開始時の市町への説明の経緯や事業推進における責任等について、議会の対応や環境行政の視点も含めた記載を加え、現時点での総括として再度、今年度中に議会へ報告するよう要望します。

次に、伊勢志摩サミットへの対応についてであります。

各市町が整備する避難誘導看板等については、どこへ移動しても誰もが統一したものを見られるように、その表現方法やデザイン等についてはできる限り統一に努めていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 藤根正典総務地域連携常任委員長。

〔藤根正典総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第127号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る10月6日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第125号平成27年度三重県一般会計補正予算（第2号）外3件につきましては、去る10月5日から8日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月16日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第125号は賛成多数をもって、議案第132号、議案第145号及び議案第146号の3件はいずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

まず、予算議案、予算等関連議案の審査の過程において、本委員会で特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

議案第125号平成27年度三重県一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回、約59億円に及ぶ一般会計補正予算が計上されていますが、その大半が伊勢志摩サミット開催に備えるための警備体制の強化や道路・交通安全施設の整備等に伴う経費に充てるものとなっており、その財源は多くが将来的に県民の負担となる県債及び県費となっているなど、県財政が非常に厳しい状況にある中、他の事業への影響が懸念されるところです。

伊勢志摩サミットは国が主体となって開催するものであることから、サミット開催に当たって本県の財政的な負担が少しでも少なくなるよう、国に対し強く働きかけをしていくことを要望します。

次に、10月5日から8日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業についてであります。

本事業は、県内の中小企業等の攻めの経営や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すため、プロフェッショナル人材戦略拠点の設置運営を行う事業であり、国からの委託により全国で実施されるものであります。

本事業の実施に当たっては、昨年4月に施行された三重県中小企業・小規

模企業振興条例や、本県における中小企業、小規模企業の特性や実情などを十分に踏まえた上で、効果的かつ効率的な事業運営の推進に努められるよう要望します。

さらに、予算の執行方法についてであります。

今回の補正予算は来春の伊勢志摩サミット開催に備えるための増額ということですが、各事業を進めていくに当たっては、地域住民の皆さんの日常生活等に支障が出ないよう、県当局におかれましては丁寧な情報提供を行うよう要望するとともに、関係市町等と十分に連携をし、円滑な事業執行を進めていくよう要望します。

また、事業を実施するに当たっては、関係部局と十分に連携を図りながら、効率的な予算執行に努められるよう要望します。

次に、所管事項の調査において、本委員会で特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

南部地域活性化基金の見直しについてであります。

県では、南部地域の活性化を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、平成24年度に南部地域活性化基金を設置し、若者の雇用の場の確保や定住の促進などの事業を支援してきました。

これまでの取組状況などの検証結果から、着実に基金の成果は出てきており、市町からの評価も年々高まっております。

しかしながら、過疎化や急激な人口減少が特に進んでいる南部地域においては引き続き活性化の取組が必要なことから、平成28年度以降も本基金を継続して設置し、定住促進等に向けた取組に対し、さらなる支援をしていくべきであると判断いたしました。

その上で、本基金の活用状況については、今後とも定期的に県議会に報告するとともに、来年度以降の事業構築に当たっては、今回の見直しの方向性に留意して取り組むこととし、さらに、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）の最終年度において改めて検証を行い、市町の意向も把握しながら必要な見直しを行うよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党は、上程されております議案22件のうち、議案第125号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）、議案第127号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案と、議案第128号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例案の計3件に反対し、その他については賛成いたします。

以下に、その理由について申し述べさせていただきます。

まず、議案第125号は、伊勢志摩サミットに備えるための約59億円の補正予算であります。日本共産党はサミットについて、世界7カ国の首脳が1泊2日のこの会議を無事で気持ちよく終わられることを願っておりますが、サミットは国の行事であり、県民負担のないようにすべきであると主張いたします。

補正予算の大半は、首脳がどこを通るかわからない3本の道をよくするために使います。しかも、財政調整基金を取り崩し、約54億円もの県債を発行して対応いたします。

特別な道直しは必要がない、日常ふだんの三重県を見ていただくことこそ重要なことではないかと考え、補正予算に反対します。

来年度の予算調製方針は、政策的経費の3割カットが打ち出され、厳しい財政の中、サミットだけは聖域扱いです。サミットは、地方の県で初めての開催です。国や近隣県に最大限の応援を求めていただきたいと再度訴えます。

これから地元の皆さんと協議をすると言われますが、私は遅過ぎると思っ

ています。また、県としては営業補償や漁業補償はしないという方針だそうですが、地元の方ともよく協議して、国への要望も含めて、不満の出ないように丁寧な調整をしていただきますようお願いいたします。

さて、私の神宮の政治的利用をするな的一般質問に関して申し上げます。

安倍首相と鈴木知事は、今回のサミットにかかわって、日本人の心のふるさとである伊勢神宮の精神性に各国の首脳が触れてもらいたいと事あるごとに語り、10月27日には東京で海外向けのセミナーまで行うようです。

かつて伊勢神宮は、いかなる日本人も、日本に強制連行された朝鮮人を含め、これを信仰し、尊敬しなければならない義務として強制され、神の国日本として侵略戦争に最大限利用されてきました。私は、この間の安保法制をめぐる、安倍首相の立憲主義、平和主義、民主主義に対する強権的な政治姿勢から見て、恐ろしさを感じます。

日本共産党は、過去の教訓を酌み取り、日本が再び暗い道に踏み出すことのないよう、国民の皆さんと力を合わせて憲法を守り、憲法9条を世界に発信する政治を求めてまいります。

最後に、伊勢市の方が私の質問を受けてしんぶん赤旗の「読者の広場」に投稿されていた文書を紹介します。

「私は中学3年生の頃の悪夢がよみがえりました。夏休みも終わり涼しい秋風が吹いてきた頃、学校で引率されて神宮の施設に1泊。夕食後、「必勝を真剣に願えば必ずや『神風』が吹き、日本を勝利にみちびくことは間違いない」とありがたい？お話を聞かされて就寝。夜中に太鼓の音で起床後、白装束に着がえて五十鈴川のみそぎ場へ。真っ暗闇の中、冷水の五十鈴川に首まで漬かり、震えながら「神風よ吹け」と祈りました。そして拝殿前では土下座して礼拝。当時は国中が神がかり的（非科学的）でした。戦後「政教分離」の言葉を身をもって知りました。この言葉はいつまでも言いつづけるべきだと思います。」

続きまして、議案第127号と議案第128号に関する反対理由を申し上げます。

これは、マイナンバー制度に伴う条例の改正です。

日本共産党は、プライバシーを侵害するこの法案に、国会で反対いたしました。したがって、三重県が条例改正をせざるを得ないとしても、根本問題が解決できない限り認めるわけにはまいりません。

日本共産党の山下書記局長は、①情報漏えいを100%防ぐシステムは不可能、②意図的に情報を盗み売る人間がいる、③一度漏れた情報は、流通、売買され、取り返しがつかない、④情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなる、四つのリスクがあることをただし、菅官房長官もそのとおりと認めました。

国民にとって大きなリスクの伴う制度です。案の定、このシステム開発の中枢にいた厚生労働省の室長補佐が収賄容疑で逮捕されました。さらに、茨城県取手市で、住民票にマイナンバーが印字され、番号が漏えいするということが起きました。

国は全国の自治体に、個人情報管理の安全性を確認する特定個人情報保護評価（PIA）を求めたとしていましたが、自治体への徹底も不十分な上、この評価制度そのものにも欠陥があることが判明しました。

しかし、今回、安倍政権は強引にマイナンバー制度の導入を進めたわけがあります。その最大の理由は、社会保障個人会計を導入して企業負担を軽減するためのもの、すなわち財界が長年求めてきたものだからです。社会保障個人会計は、個人単位に納めた税、社会保険料と、給付を受ける社会保障サービスを明らかにするものです。したがって、従来の社会保障の必要に応じて受けるという制度を、このマイナンバーで負担に応じた給付に変質させようとしているものだと考えられます。

しかも、今後5年間で個人番号カードを、デビットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などと利用拡大して、あらゆる機能を持たせるワンカード化を打ち出しています。

強行した改正の附帯決議には、指紋や瞳の色を登録して本人確認に利用する生体認証の導入を検討するようにも求めています。

こんなことを許せば、国家によって国民が徹底管理され、番号カードなしに国内移動もままならない国内パスポートになりかねません。

日本共産党は、このようなマイナンバー制度は国民にとって、百害あって一利なしと考えます。中止させるために全力を挙げることを表明して、反対討論といたします。

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第126号及び議案第129号から議案第146号までの19件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第125号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第127号及び議案第128号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の

報告どおり可決されました。

## 委員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成26年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月1日及び16日の2回にわたり委員会を、また、その間の10月6日及び8日には当該の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。その結果、認定第1号から認定第3号までの3件は賛成多数をもって、認定第4号については全会一致をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業及び工業用水道事業についてであります。

水道事業の平成26年度の経営収支は、22億4458万円の純利益となっており、前年度から8億1587万円の増加となっています。給水量はほぼ横ばいで推移していますが、会計基準の改正に伴う退職給付引当金の取り崩しに当たり、約5億7000万円の特別利益を計上したことなどにより、純利益が増加しています。

また、工業用水道事業の平成26年度の経営収支は5億2936万円の純利益となっていますが、前年度から1億7388万円の減少となっています。

これは、工業用水の年間供給量がやや減少傾向にあるほか、会計基準の改正に伴う賞与引当金や退職給付引当金合わせて約8000万円の特別損失を計上したことなどによります。

水道事業及び工業用水道事業は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものです。施設の耐震化、老朽劣化対策などの施設改良、長期債務の償還や利息の支払いなどによる資金需要が見込まれる一方、人口の減少や厳しい経済状況により、水需要の大幅な伸びは期待できないことから、今後の経営環境はさらに厳しいものになると考えられます。

引き続き関係部局と連携して、工業用水道の契約率向上に努めるなど、収益向上を図る取組を進め、今後も安定的な経営により適切なサービスを供給されるよう要望します。

次に、電気事業についてであります。

平成26年度の経営収支は2億1336万円の純損失となっており、前年度から4億4642万円の減額となっています。

これは、附帯事業であるRDF焼却・発電事業においては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度適用による平均売電単価の上昇などにより、4億8525万円の黒字となっていますが、水力発電事業においては、会計基準の改正に伴う退職給付引当金の計上等により、6億9861万円の赤字となったことによります。

次に、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業譲渡後も平成32年度まで事業を継続するとされたところです。RDF焼却・発電事業は、平成24年度以降、固定価格買取制度の適用や競争入札により売電収入が増加し、黒字となっています。しかし、平成29年度以降は、RDF焼却・売電施設の維持管理費が大幅に増加することから、引き続き健全な経営の推進に取り組まれるよう要望します。

次に、病院事業についてであります。

病院事業については、県立病院改革を受け、県直営病院としてのこころの医療センターと一志病院、指定管理者制度を導入した志摩病院の3病院を運営しています。

平成26年度の経常収支は7185万円の黒字であり、前年度から1億7298万円の改善となっています。これは、会計基準の改正に伴い、長期前受け金戻し

入れを計上したことによるもので、従来の会計基準で試算すると1億5518万円の赤字となります。病院別では、こころの医療センターと一志病院の経常収支は黒字で、総収支は赤字となっています。また、志摩病院はいずれも赤字となっておりますが、前年度に比べ、赤字幅は縮小されています。

病院事業経営は、94億円弱に及ぶ多額の累積欠損金が生じるなど厳しい状況にありますので、より一層の経営改善に努められるよう要望します。

未収金対策については今後も、裁判所を通じての支払い督促、弁護士への回収委託などの回収対策と、入院費用に関する早期相談の呼びかけを含む患者へのサポートによる発生防止対策という両面から取組を継続されるよう要望します。

最後に、会計制度の見直しへの対応についてであります。

地方公営企業の会計制度の見直しにより、会計基準の改正などが行われました。見直しの趣旨、影響を踏まえ、新基準に基づいた的確な対応がなされるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 日本共産党、山本里香です。

今議会に上程されました認定議案第1号、第2号、第3号について認定しがたく、反対討論をいたします。

まず、第1号、第2号の水道・工業用水道事業についてです。

中勢地域の水道は稼働20年の長良川河口堰からの取水で賄っております。

しかし、その水量は、河口堰建設で使える水、最大毎秒22.5立米のうち、

中勢地域の水道水として毎秒0.73立米を使っているということで、たったの3.2%です。愛知県の毎秒2.86立米の12.8%と合わせましても16%の利用でしかありません。河口堰で利用できるようになった工業用水や水道水をほとんど使っていないけれども運営費は支払わなくてはなりません。将来のための確保だとおっしゃいます。しかし、その負担は、一部は水道料金に転嫁され、また、一般会計から繰り入れをしているので税金投入で、これも県民負担です。平成26年度において、一般会計からの繰り入れは、水道事業、工業用水道事業全体で24億1600万円となっています。これらが使われていない水に対する費用も含んでいるのです。水資源機構の職員22人の人件費、保守管理費などで、20年間でその総額は239億円ともなっています。使っていなくて流しっ放しでも維持費がかかってきたし、今後もかかっていきます。

工業用水についても努力をしていただいています、利用見込みは立たず、負担は膨らむばかりです。

県としては将来、販路を拡大したいとおっしゃいますが、たとえいかにばかりの利用が増えても、そのためにはまた導水事業が必要となり、税金投入となります。建設当時、約1500億円と、これもかかっています。もちろん、建設のための巨大公共事業の費用も国民負担としてはね返っています。分科会の審査の中で、河口堰にトータル、三重県が617億円かかっており、そのうち約340億円は金利との説明があったときには、委員の皆さんからため息がもれました。驚愕のため息ではなかったかと思います。

河口堰は、利水とともに、予測される自然生態にかかわる影響や、水産業者被害に対しての問題も出ております。治水として、塩水の遡上を防ぎ、洪水対策の必要性がうたわれ建設に至ったものでした。

東日本大震災が発生し、津波の被害でコンクリートの海岸造作物の脆弱さが指摘をされ、南海トラフなど大地震が不安視される中で、河口堰自体が水害被害をもたらすのではないかとの声も出ております。

2012年の新指針における耐震性調査は、建設当時のデータをもとにした机上の調査であり、現地での実態的な調査が行われておらず、危険性を放置し

ていると言わざるを得ません。治水事業としても大きく問題が出てまいりました。

また、生態系に与える影響には可否両論あり、ここに至って開門調査を求める声が出ておりますけれども、それを実施しないという姿勢が今あります。愛知県では開門調査を要望しています。三重県も、その3%しか水を使っていないとはいっても、使っていない水の分まで経費を負担している大口利用者です。水資源機構にきっちりと言うことも言えるはずですが、20年が経過し、老朽化へと向かう施設設備の対応を含め、環境問題も含め、検証をしっかりするべきです。

次に、認定第3号、電気事業会計です。

防災県土整備企業常任委員会において、電気事業決算のための分科会で認定審査後に開催された所管事項調査では、企業庁よりRDF発電事業の総括的なものが出されました。5名の委員から質疑という形で意見が出されました。悪評価のほうが多い、おかしいと思われるのは当たり前だ、説明はいかがなものか、経費的に市町への負担も大きくなってきたが、県としても大きな負担がかかっている、2名の方が亡くなったことの重大性、責任の所在をはっきりすべき、責任は国か、当時の知事か、プロポーザル選定委員会か、県議会の責任はどうか、環境行政という面から見ても総括すべきだ、勉強不足で大きな事故になった、県の見誤りであった、発電事業としてだけ考えても費用対効果はあったのか、市町の不信感という表現では済まされないなどなど核心に迫る意見が続き、総括は不十分なものなので引き続き継続して総括し、今年度中に報告をすべきと委員長はまとめられました。

平成14年12月、私ども日本共産党は、RDF発電は余りにも未開発であり、技術的にも十分なものになり得ていないこと、何よりもごみの減量に逆行するものだ指摘しておりましたが、夢の燃料を前面に導入されてしまいました。軽微なトラブルを繰り返し、平成15年8月にあってはならない事故が起こり、夢から覚めたわけです。RDF固形燃料についての十分な研究もなされないままに技術を導入していたことは、事故後に固形燃料の発熱実験をし

ていたということでも明らかになっています。悪夢を追い、現実を直視せず、国が補助金をつけ推奨し、県が半ば強引に進めたことの代償は余りにも大きかったです。夢は安全性の問題だけではなく、処理負担は無償と夢を振りまきながら、一転稼働時には有償となり、平成26年ではトン当たり7372円、今年度は8244円、平成29年度から32年度の終了まで1万4145円の処理費と決まったようです。通常的一般廃棄物の処理よりかなりの費用がかかります。これは参加市町の負担になり、県としても運営費負担をしているわけですから、何ともあれ大きな負担です。倍々ゲームで処理費が膨らんできたことで、言っていたことと違うと声上がるのも当然です。

委員会で確認されたように、電気事業としても採算が合わないことに頬かぶりしていた。加えて老朽化の問題、これ以上は無理と終了。建設費に91億円、用地費に11億円、10年間の業務委託費に52億円を投じたこの事業で、平成26年度累積欠損が25.6億円です。半ば強引に始めたものを終了となれば、途端、新しいごみ処理事業を市町は計画しなければなりません。今回示された総括に市町の不信を買ったとありますが、不信を買ったどころではないわけです。

採算がとれなくても行政がやらなくてはならないことはもちろんあります。水道事業、工業用水道事業、電気事業においては、まさしく夢で固めて現実を見ず、国のモデル事業、推進事業として率先して県が乗り出し、市町を翻弄し負担を押しつけ、三重県としても負担に苦しむことになりました。これら全て住民負担。

三重県も被害者だというわけにはまいりません。率先して進めた責任があります。委員会において、議会の議決責任という言葉も出てまいりました。これらの夢の事業などと吹聴された、いいことしか説明されなかったとどこからか聞こえてまいりましたが、根本理念の問題、不採算性の問題とともに、危険性や環境への影響など、私ども日本共産党は指摘して問題としておりましたが、今ここでだめなものだめとどこかで発信をするのであれば、この決算認定に対してノーと言わざるを得ません。もうやってしまったのだから、

できてしまったのだからしょうがないと言うのではなく、ここできっちりと問題を認識し、総括を望むとともに、平成26年度の認定をすることはできません。

以上、不当な県民負担を含み、県財政を圧迫している3会計を認定することができず、反対といたします。

議員の皆さんの中には多く、この問題について考えていらっしゃる方がありと信じております。根本的な問題を含むこの平成26年度の決算に対して反対の御賛同をお呼びかけして討論を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 私は、常々、伊賀に県政なし、伊賀にサミット効果なしとも言われております伊賀市民の皆さんから負託を受けた1人として、認定第3号、平成26年度三重県電気事業決算認定に反対の立場から討論をいたします。

平成14年から始まりました三重県によるRDF発電事業は、県が本来市町村固有の事務である一般廃棄物処理への介入を、様々な夢のようなうたい文句を並べて政策的に誘導してきました。

しかし、当初の見通しが甘かったことが明らかになると、市町にかけていたはずのはしごを外して不当な脱退負担金で縛り続け、県民に負担を強いてきました。

県は、市町やそこに根をおろして暮らしている市民生活に対して余りにも無関心なようですので、RDFに参加をする伊賀市の事例を少し挙げたいと思いますが、可燃ごみの排出量は、伊賀市では平成15年度の2万5165トン进行ピークに年々減少し、平成26年度には2万469トンと過去最少になっています。しかしながら、RDF処理委託料は、平成17年度の6億8611万円から平成26年度には8億8736万円に負担が重くのしかかり、今後もそれは増え続けていきます。昨年度からは、市民にとっては可燃ごみの値上げなど、市民にも直接負担が転嫁をされるという事態になっています。

本来、ごみ減量に取り組むことは推進されるべきことですが、ごみ減量に取り組めば取り組むほど売電収入が減少して構成団体に負担をかけていくという構造になっています。

さらに、RDF発電の見通しが立たないことから、構成団体は設備や運搬車両の改修や更新を抑制してきており、このことから老朽化も見られ、今後不測の事態が起きればさらなる財政負担が予想されています。RDF運営協議会でも、平成32年を前倒しして終結させようとの意見や、県の責任を問う厳しい意見が上がっています。

県はこの政策を推進してきた責任を明らかにし、構成団体に対する責任転嫁をやめ、各団体に対して責任に見合う応分の負担を県がすべきであります。46億円もの今後の赤字を構成団体に折半させるということはありません。県による市町、県民への搾取とも言うべきRDF事業を含む決算認定に強く反対するとともに、先ほどもありましたけれども、議会の議決責任をぜひ議長にも明らかにしていただきたいということもお願いして、このRDF事業の継続が、北川県政だけの失政ではなく、鈴木県政の失政になるのではないかという、そういう御心配も申し上げまして、反対討論といたします。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（中村進一） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番、岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私は、請願人3人を代表して、請願第10号、国指定特別

天然記念物オオサンショウウオの保全に関することについて、委員会審査結果に反対の態度を表明し、請願に賛成します。

この請願は、NPO法人伊賀・水と緑の会から提出されたものであります。伊賀地域に生息している国の特別天然記念物オオサンショウウオの生育環境の保護を求める、極めて当然の願いです。

この地域に生息しているオオサンショウウオは、日本固有種ジャポニカ・ジャイアント・サラマンダーであるということです。オオサンショウウオは、約3000万年前の化石からほとんど変化していないため、生きた化石として、日本特有の動物で著名なもののうち学術上貴重で我が国の自然を記念するものとして、昭和26年に文化財保護法により国の天然記念物に指定されました。さらに、翌年には、天然記念物のうち世界的に、また、国家的に価値が特に高いものとして、国の特別天然記念物に指定されています。このため三重県では、特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針をつくり、保護しているということです。当局にお聞きしますと、この地域には3000匹のオオサンショウウオが確認されているようで、捕まえて飼育することはもちろん、体に触れることも違法だということです。

オオサンショウウオは河川生態系の頂点に立っているとのことで、良好な自然環境の指標にもなっているということですが、河川につくられた堰や堰堤などの障害物のため減少し、環境省のレッドリストでは準絶滅危惧とされているということです。このオオサンショウウオは、川上ダムの流域には多数生息し、伊賀・水と緑の会の方のお話では978匹もいるとのことでした。良識ある三重県議会議員の皆さん、保全に向けて一層の取組を願うこの請願を採択していただきますようお願いいたします。

さて、私はこの際、川上ダムについて一言述べさせていただきます。

川上ダムは今から48年前に計画されたものです。当初は、利水3割、治水7割を目的としていましたが、時代が大きく変わって、利水からは奈良県と兵庫県西宮市が撤退し伊賀市だけ、治水についても、下流の大阪府の河川整備もずっと進みました。この間、水没する38戸は移転し、周辺工事が行われ

ていましたが、2008年4月に淀川水系流域委員会は、このダムの建設は、治水、利水、環境面で適切ではないとする意見書をまとめ、大きな反響を呼びました。そして、民主党政権のときダム建設は一旦凍結。しかし、自民党が政権に復帰した途端に凍結が解除され、2017年度に本体工事が始まろうとしています。

私は、議員になってから専門家の先生のお話をお聞きし、本村伸子衆議院議員とともに現地を調査いたしました。そして、現地及び淀川水系で根強い反対運動があることや、利水上も治水上もこのダムをつくる意義がないことを認識しました。それよりむしろ、高い水道料金のため伊賀市民が苦しむことや、三重県が将来にわたり多くの借金の返済を余儀なくされることがわかりました。

私たちは、長良川河口堰、RDF発電などの失敗から教訓を学ぶべきです。ぜひこの請願の願意を酌み取っていただき採択していただきますよう重ねてお願いして、日本共産党、岡野恵美の委員会審査結果に対する反対討論いたします。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は4回に分け、起立により行います。

まず、請願第7号子ども・子育て支援新制度並びに社会福祉法人制度について、請願第8号介護福祉士等修学資金貸付制度の再開を求めることについて、請願第13号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて及び請願第14号防災対策の充実を求めることについての4件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第10号国指定特別天然記念物オオサンショウウオの保全についてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第12号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

---

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの  
健康福祉病院常任委員会関係

請願第8号 介護福祉士等修学資金貸付制度の再開を求めることについて  
教育警察常任委員会関係

請願第13号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡

## 意見書案審議

○議長（中村進一） 日程第4、意見書案第10号子ども・子育て支援新制度並びに社会福祉法人制度に関する意見書案、意見書案第11号子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第12号子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第13号学校における防災対策の充実を求める意見書案、意見書案第14号地方創生の取組の着実な推進を求める意見書案、意見書案第15号地方財政の充実及び強化を求める意見書案及び意見書案第16号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第14号及び意見書案第15号は委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第14号及び意見書案第15号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第10号及び意見書案第12号から意見書案第15号までの5件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のと

おり可決されました。

次に、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会及び教育警察常任委員会から調査の経過について報告したい旨の申し出がありますので、これを許します。

田中智也戦略企画雇用経済常任委員長。

〔田中智也戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（田中智也） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

三重県教育施策大綱（仮称）中間案についてであります。

今回示された三重県教育施策大綱（仮称）中間案の基本方針の一つに掲げる生き抜いていく力の育成については、キーワードとして示されている「生き抜いていく」という言葉から類推される意味、内容とその説明文の内容が一致していないと考えられるため、県民の理解、浸透が十分になされないことが懸念されます。

このほかにも、教育における横の連携、協働ばかりでなく、縦の接続により過去、未来と共鳴し響き合う教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげるということの意味する「時を越えた協創」という表現など、これまでにない新しい言葉が用いられており、県民に理解されにくい可能性があります。

教育の基本的な方針や教育施策の主な内容については、県民の皆さんが十分に理解し、その認識を共有する必要があります。県当局におかれましては、多様で幅広い意見を聴取し、適切に反映していくことで、多くの県民の方が理解しやすい三重県教育施策大綱（仮称）となるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 小島智子教育警察常任委員長。

〔小島智子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（小島智子） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、次期三重県教育ビジョン（仮称）についてであります。

県当局におかれましては、次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定に当たっては、自立する力と共生する力のバランスが図られたものとなるよう、要望いたします。

あわせて、学ぶということは子どもたちにとって重要なことではありますが、一部の子どもたちは、経済的、家庭的な環境により、学ぶこと自体が厳しい状況に置かれています。県当局におかれましては、全ての子どもたちの学びを保障するためにも、このような状況に一層目を向けるよう要望します。

次に、教育委員会関係の伊勢志摩サミットについてです。

サミットという世界最高峰の国際会議の開催は、子どもたちの総合的な力の向上につながるチャンスとも言えます。県当局におかれましては、サミット開催に当たって、伊勢志摩地域のみならず県全体の子どもたちにとって誇りとなり、記憶に残るような取組が行われるよう要望します。

最後に、学校と福祉・医療機関との連携強化についてです。

青少年が加害者または被害者となる痛ましい事件の報道が後を絶たず、また、依然として、生徒による暴力行為や不登校などの問題が多くあります。

このような問題の背景には、心の問題があるとも言われています。県当局におかれましては、学校と福祉・医療機関などとの連携強化を図り、これらの問題に一層取り組むよう要望します。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で常任委員長の報告を終わります。

### 追 加 議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第6、議案第147号を議題といたします。

### 提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第147号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、公害審査会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第147号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

## 追 加 議 案 の 上 程

○議長（中村進一） 日程第7、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成26年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入決算額は7131億5601万円余、歳出決算額は7011億7630万円余で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である82億8307万円余を差し引いた実質収支としまして、36億9663万円余の剰余が生じました。

このうち、2分の1に相当する18億5000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の18億4663万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか11の特別会計につきましては、歳入決算額は1559億5010万円余、歳出決算額は1520億2151万円余で、歳入決算額から歳出

決算額を差し引いた形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源である1億4783万円余を差し引いた実質収支としまして、37億8075万円余の剰余が生まれましたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第74号は、私債権の放棄について、条例に基づき報告するものです。

報告第75号及び第76号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成26年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までは、議事進行上、質疑を省略し、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件は質疑を省略し、直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	平成26年度三重県一般会計歳入歳出決算
6	平成26年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
7	平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
8	平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
9	平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算
10	平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
11	平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
12	平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
13	平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
14	平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
15	平成26年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
16	平成26年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
17	平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

### 議 員 派 遣 の 件

○議長（中村進一） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

### 議 員 派 遣 一 覧 表

1 地方議会活性化シンポジウム2015

(1) 派遣目的

地方分権が進展する中、地方議会の市民に対する信頼と参加をどのように確保するか意見交換を行い、広く情報発信することを目的として開催されるシンポジウムに出席し、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成27年11月16日 1日間

(4) 派遣議員 杉本 熊野 議員 山本 勝 議員

2 第15回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 平成27年11月17日 1日間

(4) 派遣議員 中瀬古初美 議員 山内 道明 議員  
稲森 稔尚 議員 田中 智也 議員  
濱井 初男 議員 津村 衛 議員  
津田 健児 議員 中嶋 年規 議員  
青木 謙順 議員 水谷 隆 議員

○議長（中村進一） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明21日から11月23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明21日から11月23日までは休会とすることに決定いたしました。

11月24日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時14分散会